

別記様式第1号の2の2の2（第4条、第51条の11の2関係）

全体についての消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

川崎市消防長 殿

統括  防火 管理者  
 防災  
 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

別添のとおり、全体についての  防火  
 防災 管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）			
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物			
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は _____ の用途 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）		令別表第1	( ) 項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）			
受 付 欄 <sup>※</sup>	経 過 欄 <sup>※</sup>		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。



について協議し、決定するほか、次の事項について審議及び研究するものとする。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の審議及び承認に関すること。
- (2) 統括防火管理者の選任に関すること。
- (3) 消防法令等防火管理業務に関する法令の研究に関すること。
- (4) 居住者等が行う消防訓練の実施方法等の研究に関すること。
- (4) 廊下等の共用部分の管理方法等の研究に関すること。
- (5) 全体についての防火管理に係る消防計画の効果的実施についての審議及び承認に関すること。
- (6) 地震、警戒宣言が発令された場合の対応についての研究に関すること。
- (7) 居住者等が行う消防訓練及びその結果の見直しに関すること。
- (8) その他会の運営に関すること。

(会の開催)

第8条 会の開催は、定例会及び臨時会とするものとする。

- (1) 定例会は、年 回とし 月と 月とする。
- (2) 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

### 第3章 統括防火管理者等の責務等

(統括防火管理者の選任)

第9条 統括防火管理者は、統括防火管理者選任(解任)届出書によるものとする。

- 2 会長は、会で協議され承認された統括防火管理者選任(解任)届出書を、会の構成員を代表して所轄消防署に届け出るものとする。

(統括防火管理者の権限と責務)

第10条 統括防火管理者は、この全体についての防火管理に係る消防計画の実行についての全ての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の作成又は変更に関すること。
- (2) 居住者等が行う消防訓練の実施に関すること。
- (3) 会の構成員等への防火管理上必要な事項の報告、助言に関すること。
- (4) 工事中の安全対策に関すること。
- (5) 火気使用制限及び禁止に関すること。
  - ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
  - イ 火気使用場所及び火気使用禁止場所の指定
  - ウ その他必要な場合における火気使用の制限又は禁止及び危険な場所への立入禁止
- (6) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

- 2 統括防火管理者は、会の構成員等からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防機関への届出又は連絡を行うとともに、火災予防上必要な措置を命ずることができる。

(会の構成員の責務)

第11条 会の構成員として、当該共同住宅の安全性を高めるように努めなければならない。

(全体についての防火管理業務の一部委託) [ 該当 ・ 非該当 ]

第12条 会長は、委託を受けて当該共同住宅全体についての防火管理に従事する者(以下「受託者」という。)と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。

2 受託者は、この計画の定めるところにより、会長、統括防火管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

3 受託者は、受託した共同住宅全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告する。

(雑則)

第13条 会において必要な経費は、その都度審議し経費の分担を定める。

附 則

この協議事項は、 年 月 日から施行する。